

E メール配信 (Thursday, 24 September 2020 9:17 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

【Requirements for Safe Management Measures at the workplace の更新について】

9月23日、Requirements for Safe Management Measures at the workplace が更新されました。
本内容は9月28日（月）から有効となります。

(主なポイント)

- ・より多くの従業員の職場での勤務が認められる。ただし、在宅勤務ができる従業員は、少なくとも労働時間の半分は在宅勤務を継続しなければならない。
- ・雇用主は、在宅勤務ができる従業員について、半数を超える人数を同じタイミングで職場にて勤務をさせてはならない。
- ・雇用主は、就業開始時間をずらし、柔軟な勤務時間を可能にするべきである。
- ・シフト勤務やスプリットチームは継続し、職場外であっても別シフト勤務者や別チーム者とは交流すべきではない。
- ・ビジネスイベントの参加者は50人までとし、参加者同士は1メートル以上離れる必要がある。また、イベントでは飲食物を提供しないことが望ましい。
※ビジネスイベント：交流・懇親を目的としないもの。会議、セミナー、研修、年次総会等
- ・雇用主は、職場内外での懇親会を企画・奨励してはならない。
- ・職場内でもマスクを着用しなければならない。

詳細は下記ご参照下さい。

MOM “Requirements for Safe Management Measures at the workplace” :

<https://www.mom.gov.sg/covid-19/requirements-for-safe-management-measures>

以上

<本件担当>JCCI 事務局 (担当：清水) E-mail: info@jcci.org.sg